

令和7年第2回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和7年2月10日(月) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

西垣 隆 ・ 岩佐 哲司 ・ 江崎 美咲 ・ 藤吉 理功  
林 明 ・ 林 安廣 ・ 山中 敏彰 ・ 酒井 勉  
河田 均 ・ 松野 芳正 ・ 清水 健吉 ・ 館林 朋子  
高橋美穂子 ・ 永田 俊幸 ・ 野々村 貢

欠席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗  
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博  
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘  
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三  
戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治  
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典  
宮部 辰男 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
主査	中村 修	主任主事	近藤 聡美
主事	桂川 裕貴	主事	江川 充洋
主事	藤野 元志		

関係者

経済部農林課副主査	富田 奨
経済部農林課主任主事	林 瑛里佳

議 事

- 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 8 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 9 号 令和 6 年度地域計画（案）策定のための意見聴取について
- 
- 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和7年第2回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号14番、清水健吉委員、議席番号15番、舘林朋子委員の両委員、よろしくお願いたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転10件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第5号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、日野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

2番及び3番、鷺山地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4番、則武地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、黒野地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

6番、黒野地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。

524平方メートルの田を譲渡人から譲り受け、取得後は水稻を栽培する予定です。

7番、茜部地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4ページをお願いします。

8番、芥見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

9番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

10番、柳津地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第5号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番、日野地区は、高橋美穂子委員、お願いします。

高橋委員

1番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き野菜を栽培される予定です。

兄弟である渡人の話から、受人は、地元の取り決めも十分承知されているとのことなので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番及び3番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

2番、及び3番の申請は、いずれも農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決め等も十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、則武地区は、事務局よりご説明します。

小木曾主査

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月21日に、農業委員および農地利用最適化推進委員、受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決め等も遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えているとのことです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番及び6番、黒野地区は、野々村議員、お願いします。

野々村委員

5番の申請は、農業経営の安定のため、受人へ畑を譲り渡すものです。

1月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決め等も遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

6番の申請は、世帯内贈与で受人へ田を譲り渡すものです。

1月27日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、7番、茜部地区は、林安廣委員、お願いします。

林(安)委員

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月17日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜類を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

8番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、9番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

9番の申請は、農業経営を開始したい譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、10番、柳津地区は、事務局よりご説明します。

小木曾主査

10番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月24日に農業委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えているとのことです。

議長

ありがとうございました。

議案第5号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第6号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

6ページの総括表をご覧ください。

今回は、2件、合計63.00平方メートルです。

7ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、農家住宅敷地に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2番、方県地区の申請は、営農型太陽光発電施設へ一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地と定められた土地の区域内の農地ですが、一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第6号について事務局から説明がありました。

議案第6号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第6号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転1件、賃貸借による権利の設定1件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第7号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9 ページの総括表をご覧ください。

今回は、3 件、合計 2,668.00 平方メートルです。

10 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、1 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、44 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐北中学校から南東へ 500 メートルほどの農地です。

2 番、岩地区の申請は、使用貸借により、参詣者用駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

3 番、芥見地区の申請は、賃貸借により、土木業資材置場に転用するものです。

申請地は、上水管及び下水管の 2 種類が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、3 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、45 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、藍川北中学校から西へ 100 メートルほどの農地です。

以上でございます。

ただいま、議案第 7 号について、事務局から説明がありました。

1 番黒野地区、及び 3 番、芥見地区の申請については、現地調査を行いました。

まずは、1 番、黒野地区の申請について、野々村貢委員、お願いします。

議 長

野々村委員

1 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

1 月 27 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番、芥見地区の申請について、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

3 番の申請は、土木業資材置場として転用するものです。

1 月 29 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 7 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第 7 号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 8 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 8 号について説明いたします。

11 ページをお願いします。

今回は、1 件提出されており、明細は 12 ページの表のとおりです。

特例適用農地面積は、672 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第8号について、事務局から説明がありました。

議案第8号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第8号について、賛成の方は挙手願います。

### 【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第9号、令和6年度地域計画（案）策定のための意見聴取について、令和7年2月6日付け、岐阜市経農第1399号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

林主任主事

それでは、議案第9号、令和6年度地域計画（案）策定のための意見聴取についてご説明させていただきます。

令和5年度より岐阜市内の市街化区域を除く25地区にて、地域計画策定に向け、農業委員の皆様を含めた農業者の方々と、連携会議を複数回開催して参りました。11月末までには、最終的な話し合いの場である協議の場を全地区で開催いたしました。農業委員の皆様には会議への出席、目標地図の策定にご協力いただきました。深くお礼申し上げます。

本日は、地域計画の案として、各地区の公表様式と目標地図を配布いたしました。こちらを岐阜市の公式ホームページに掲載する予定でございます。

地域計画を策定する際には、農業経営基盤強化促進法第19条第6項により、農業委員会へ意見聴取を行うこととされておりますので、議案として諮らせていただきます。

別冊資料の「岐阜市地域計画（案）」をご覧ください。

表紙の裏面に目次がございます。

岐阜市では、市街化区域を除く 25 地区で、当初は地域計画を策定する予定でしたが、そのうち 3 地区では、地域計画の対象となる農地が無いことを理由に、地域計画を策定いたしません。

したがって、記載されております、22 地区で地域計画を策定いたします。

1 ページから、合渡地区の地域計画案を掲載しております。合渡地区を例に記載内容をご説明します。

1 ページから 4 ページについては、国で定められた様式になります。こちらは、「協議の場」の結果をもとに作成いたしました。地域計画区域内の面積や、地区の現状及び課題、地域における農業の将来の在り方、集積率、農業者及び区域内の関係者が目標を達成するためにとるべき必要な措置等を記載しております。

4 ページは、目標地図に位置付けられた農業者の皆様の一覧となっております。今回は個人情報観点から、名前は伏せさせていただきました。

実際に、岐阜市の公式ホームページに掲載する際も、このように名前は伏せさせていただきます。

5 ページには、目標地図を掲載しております。

そのほかの地区も、同様に掲載しておりますので、ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

意見聴取後の流れとしましては、地域計画の案を 2 週間公告、縦覧後、令和 7 年 3 月末に地域計画を策定、公告いたします。

来年度以降についてですが、今年度に策定した、地域計画区域内に農地転用や農用地の除外が発生する場合は、地域計画区域内から事前に外す必要があります。また、農地転用や農用地の除外が無い場合においても、地域計画は随時、更新を行っていきます。

地域計画を変更する際には、農業委員会にも意見聴取をさせていただきますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 9 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 9 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。  
議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第4号から第6号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

15 ページをお願いします。  
許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。  
届出は、28 件、合計 32,272.30 平方メートルです。

続きまして、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

17 ページをお願いします。  
市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。  
届出は、14 件、合計 9,203.88 平方メートルです。  
明細は、18 ページから 20 ページです。

続きまして、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

22 ページをお願いします。  
市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。  
届出は、87 件、合計 56,504.22 平方メートルです。  
明細は、23 ページから 43 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和7年1月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。  
それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。  
ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時28分閉会を宣す。